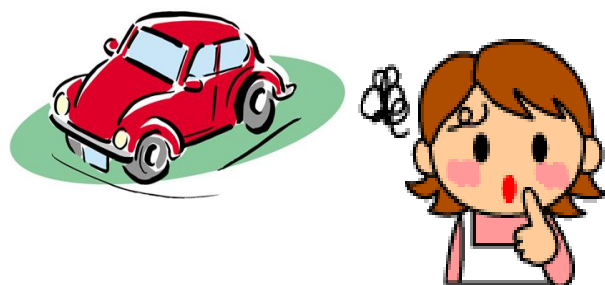


処方箋 第51号

処方箋 第51号

よう覚えとった方がええで! 車の契約成立時期!

店で、手頃な中古車を見つけたのでその場でローンで買う契約をした。店がローン会社に**申込書をFAXした後**「家族に相談したいので**やめたい**」と言ったら、店は「FAXを送ったから、**契約は成立している**ので**キャンセル出来ない**」と言われた。クーリング・オフは出来ないのか。
(40歳代 女性)



<相談の経緯>

自動車の契約は、仮に訪問販売でも**クーリング・オフの適用除外**とされています。(事例は店舗購入なので、そもそもできません)

しかし、自動車を**ローンで購入した場合の契約成立**は、ローンの申込後に、ローン会社が契約者に申込内容等を確認し、審査を行い、ローン会社が**店に承諾通知をした時**です(※業界標準約款に基づく)。事例のケースでは、承諾通知が届くまでに断っていますので、**契約は成立していない**と言えます。相談者がセンターの助言をもとに交渉した結果、**無条件で解約**となりました。

自動車契約の成立時期

(※業界標準約款に基づく)

☆現金契約の場合

- ① 登録がなされた日(ナンバープレートを取った日)
 - ② 購入者の注文による改造・架装・修理に着手した日
 - ③ 納車した日
- 上記、①～③のいずれか早い日

☆ローン契約の場合

ローン会社が販売店に承諾通知をした日
※契約が成立前であれば、キャンセル料を支払う必要はありません。但し、車庫証明などの実費は支払う必要があります。



車の契約は、買う時も売る時もクーリング・オフは出来ません!

ご相談は…
まずは
お電話!!

但馬消費生活センター
たじま消費者ホットライン
マスコットキャラクター
ホットちゃん



しまった、困った、その時は
消費者センターは生活のお医者さん

但馬消費生活センター

相談電話:0796-23-0999

たじま消費者ホットライン

相談電話:0796-23-1999